

入 札 説 明 書

洛南、宮津湾及び木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託に係る入札公告（令和 7 年 6 月 13 日付け京都府公告。以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、この入札に係る委託契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約であり、契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 9 章第 6 節、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 5 章第 6 節及び京都府会計規則（昭和 46 年京都府規則第 3 号。以下「規則」という。）第 7 章の規定により行うものとしている。

1 公告日 令和 7 年 6 月 13 日

2 契約担当者 京都府知事 西脇 隆俊

3 担当部局

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1

京都府流域下水道事務所総務課

電話番号 (075) 954-1877

ファクシミリ番号 (075) 955-2224

4 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

ア 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水) その 1) (予定数量 4,500 トン)

(処分 流 7 洛南第 13 号の A-3、収集運搬 流 7 洛南第 12-01 号の B-3)

イ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水) その 2) (予定数量 3,000 トン)

(処分 流 7 洛南第 13 号の A-4、収集運搬 流 7 洛南第 12-01 号の B-4)

ウ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水) その 3) (予定数量 500 トン)

(処分 流 7 洛南第 13 号の A-5、収集運搬 流 7 洛南第 12-01 号の B-5)

エ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水) その 4) (予定数量 190 トン)

(処分 流 7 洛南第 13 号の A-6、収集運搬 流 7 洛南第 12-01 号の B-6)

オ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(乾燥) その 1) (予定数量 900 トン)

(処分 流 7 洛南第 13 号の A-9、収集運搬 流 7 洛南第 12-01 号の B-9)

カ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(乾燥) その 2) (予定数量 700 トン)

(処分 流 7 洛南第 13 号の A-10、収集運搬 流 7 洛南第 12-01 号の B-10)

キ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(乾燥) その3) (予定数量 500 トン)

(処分 流7 洛南第13号のA-11、収集運搬 流7 洛南第12-01号のB-11)

ク 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水) その1) (予定数量 1,000 トン)

(処分 流7 宮津第13号のA-3、収集運搬 流7 宮津第12-01号のB-3)

ケ 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水) その2) (予定数量 700 トン)

(処分 流7 宮津第13号のA-4、収集運搬 流7 宮津第12-01号のB-4)

コ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水) その1) (予定数量 2,400 トン)

(処分 流7 上流第13号のA-3、収集運搬 流7 上流第12-01号のB-3)

サ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水) その2) (予定数量 500 トン)

(処分 流7 上流第13号のA-4、収集運搬 流7 上流第12-01号のB-4)

シ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水) その3) (予定数量 500 トン)

(処分 流7 上流第13号のA-5、収集運搬 流7 上流第12-01号のB-5)

ス 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水) その4) (予定数量 500 トン)

(処分 流7 上流第13号のA-6、収集運搬 流7 上流第12-01号のB-6)

(2) 業務の仕様

仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約日から令和8年10月31日までとする。ただし、(1)の業務場所からの下水汚泥の搬出期間は、令和7年10月1日から令和8年9月30日までとする。

なお、契約日から令和7年9月30日までを業務開始準備期間とする。

(4) 収集場所(下水汚泥積込場所)

ア 木津川流域下水道洛南浄化センター 八幡市八幡焼木地内

イ 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター 宮津市宇獅子地内

ウ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター 相楽郡精華町下粕椋ノ木地内

5 入札説明書及び仕様書の交付期間等

(1) 原則として、この公告に示す入札説明書及び仕様書の交付期間に、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすること。

(2) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、この公告に示す入札説明書及び仕様書の交付期間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間(正午から午後1時までを除く。)に、3の組織へ問い合わせの上、入手すること。

6 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、産業廃棄物の処理処分及び収集運搬を1社で行うもの(以下「単体業者」という。)又は処分業者と収集運搬業者により構成されるグループ(以下「グループ業者」という。)のいずれでも差し支えないが、次に掲げる条件を全て(グループ業

者にあつては、グループ業者のうち処分業者は(4)、収集運搬業者は(3)を除く。)満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 7の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(3) 産業廃棄物の処理処分業務を請け負う者

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条の規定による産業廃棄物処分業の許可(事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。)を受けている者(以下「処分業者」という。)であること。

イ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和7年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和7年京都府告示第4号。以下「告示」という。)に定める競争入札参加者の資格を得ている者であつて、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「廃棄物処理」一小分類「産業廃棄物処分」

ウ 地方公共団体又は地方公社が発注し、及び直接契約した業務委託において、平成27年度以降に下水汚泥を有効利用(緑農地利用、建設資材利用、エネルギー利用)により処分した履行実績を有する者であること。

エ 下水汚泥を自社の施設において有効利用による処分ができる者であること。

(4) 産業廃棄物の収集運搬業務を請け負う者

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の規定による京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可(事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。)を受けている者(以下「収集運搬業者」という。)であること。

イ 告示に定める競争入札参加者の資格を得ている者であつて、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「廃棄物処理」一小分類「産業廃棄物収集運搬」

ウ 地方公共団体又は地方公社が発注し、及び直接契約した業務委託において、平成27年度以降に当該団体又は公社が排出する下水汚泥を収集運搬した履行実績を有する者であること。

エ 自動車による場合であつて、かつ、処分業者以外の者が収集運搬業者となる場合には、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有し、かつ、仕様書に定める荷台構造等の条件を満たす車両を5台以上有する者であること。

(5) グループ業者の要件

構成員の数は、2者以上とし、その内訳は、処分業者である代表者1者及び収集運搬業者であるその他の構成員1者以上であること。

7 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、グループ業者にあつては、申請手続は代表者が行うこと。

なお、提出した申請書等に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和7年6月13日(金)から令和7年7月9日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)とする。

(2) 提出書類

ア 確認申請書(様式1)

イ グループ業者として申請する者にあつては、共同入札願(様式2)

ウ 京都府競争入札参加資格審査結果通知書の写し

全ての構成員について提出すること。

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の規定による産業廃棄物処分業の許可(事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。)を受けている者であることを証する許可証の写し並びに同条の規定による京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可(事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。)を受けている者であることを証する許可証の写し

オ 同種業務の受託実績調書(様式3)

6の(3)のウ及び6の(4)のウで示す委託業務と同種の業務の履行実績を2件以上記入すること。

なお、規則第159条第2項第3号による契約保証金の免除を希望する者にあつては、過去2年間に国又は地方公共団体(独立行政法人等は除く。)と直接締結した契約において、4の(1)で示した委託業務と同種かつ同等以上の履行実績を2件以上記入すること。

カ 同種業務の受託実績に係る契約書等の写し

キ 自動車による廃棄物の収集運搬を行う者にあつては、

(ア) 貨物自動車運送事業法第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可証の写し(処分業者以外の者が収集運搬業者となる場合のみ)

(イ) 使用予定車両一覧表(様式4)

(ウ) 自動車検査証記録事項の写し((イ)に記載した車両全てについて添付すること。)

(エ) 使用予定車両の荷台構造が仕様書に定める条件を満たすことを証明できるもの(当該部分のわかる写真等)((イ)に記載した車両全てについて添付すること。)

※ グループ業者に鉄道貨物事業者が含まれるときは、当該事業者の運送事業に係る許可証は不要であるが、使用予定貨車の写真等は添付すること。

ク 収集運搬業者の構成員を2者以上として申請する場合にあつては、業務分担内訳表(様式5)

ケ 取引使用印鑑届(様式6)

全ての構成員について提出すること。

コ 権限を営業所長等に委任する場合にあつては、委任状(様式7)

(3) 提出方法及び提出場所

ア 持参により提出する場合

(1)の提出期間中の午前9時から午後4時までの間(正午から午後1時までを除く。)に、3の場所に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便等の配達記録が残る方法を利用し、提出期間内に3の場所に必着させること。

(4) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格を確認した後、令和7年7月15日（火）までに、一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）により通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類は、A4判で作成し、1部提出すること。

ウ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、京都府の指名停止措置を行うことがある。

エ 6の(3)のイ及び6の(4)のイの資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号（075）414-5430

ファクシミリ番号（075）414-5450

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和7年6月26日（木）午後5時15分

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

8 質問の受付・回答

入札説明書並びに仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）に関する質問については、次のとおり受け付ける。ただし、連絡先が記入されていない又は匿名でなされた質問については、回答しない。

(1) 質疑書（様式8）に要点を簡潔かつ明確に記載し、期日までにファクシミリで3の場所へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）

(2) 受付期間

ア 申請書等に関する質問

令和7年7月3日（木）午後5時15分まで

イ 設計図書に関する質問

令和7年7月23日（水）午後5時15分まで

(3) 回答については、以下の期日までに京都府流域下水道事務所ホームページに掲載する。

ア 申請書等に関する質問

令和7年7月7日（月）

イ 設計図書に関する質問

令和7年7月25日（金）

9 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

(ア) 4の(1)のアの業務

令和7年7月30日(水) 午前10時

(イ) 4の(1)のイの業務

令和7年7月30日(水) 午前10時20分

(ウ) 4の(1)のウの業務

令和7年7月30日(水) 午前10時40分

(エ) 4の(1)のエの業務

令和7年7月30日(水) 午前11時

(オ) 4の(1)のオの業務

令和7年7月30日(水) 午前11時20分

(カ) 4の(1)のカの業務

令和7年7月30日(水) 午前11時40分

(キ) 4の(1)のキの業務

令和7年7月30日(水) 午後1時20分

(ク) 4の(1)のクの業務

令和7年7月30日(水) 午後1時40分

(ケ) 4の(1)のケの業務

令和7年7月30日(水) 午後2時

(コ) 4の(1)のコの業務

令和7年7月30日(水) 午後2時20分

(サ) 4の(1)のサの業務

令和7年7月30日(水) 午後2時40分

(シ) 4の(1)のシの業務

令和7年7月30日(水) 午後3時

(ス) 4の(1)のスの業務

令和7年7月30日(水) 午後3時20分

イ 場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所2階入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和7年7月29日(火) 午後5時

(イ) 提出先

3の場所

(ウ) その他

郵送等(郵便書留等配達記録が残る方法を用いるものに限る。)により必着させること。

(2) 入札の方法

ア 入札者(グループ業者の場合は代表者(処分業者)。以下同じ。)は、入札書(様式

9) 及び内訳書(様式 10)を持参又は郵送することとし、電送による入札は認めない。

なお、入札書及び内訳書は、4 の(1)の業務別に作成すること。

イ 代理人により入札をしようとするときは、委任状(様式 11)を提出することとする。
この場合、入札書には、入札者の住所、氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。

ウ 入札書及び内訳書は、必要事項を全て記入して、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に、氏名(法人の場合はその商号又は名称)及び「(4 の(1)の業務名) 入札書在中」と記載し、封筒の開口部を全て封印すること。ただし、開札後予定価格の範囲内の入札がないときで、直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ 郵送により入札を行う場合は、入札書は二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」と朱書きし、中封筒(中封筒は4 の(1)の業務別に作成すること。)には入札書及び内訳書を入れ、封筒の開口部を全て封印し、親展で郵送すること。(代理人名で提出するときは、委任状を表封筒に同封すること。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。)

また、再度入札の入札書及び内訳書は、入札書とともに郵送するものとし、入札書とは別の中封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合は、その商号又は名称)及び「(4 の(1)の業務名) 再入札書在中」と記載し、封筒の開口部を全て封印すること。

なお、再入札書を提出しなかったときは、再度入札を辞退したものとみなす。

オ 資格審査の結果、資格を有すると認められたものが1名であっても、原則として入札を執行する。

カ 入札執行回数は2回までとする。

キ 確認結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

また、入札時刻に遅れたときは入札に参加することができない。

ク 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

ケ 入札者は、一旦入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

コ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、単位重量当たりの処分費及び収集運搬費の単価を設定することを条件とする。

サ 提出した内訳書等は返却しない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(予定数量に対する総額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(6) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を3の場所へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は再度の入札に加わることはできない。

ア 公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者の行った入札

カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札

キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札

ケ 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札

コ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

(8) 落札者の決定方法

ア 京都府公営企業会計規程(昭和47年京都府公営企業管理規程第9号)第112条の規定により例によることとされる規則第145条の予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより、落札者を決定するものとする。

イ 次表掲載の業務については、開札順欄の番号順に開札及び落札決定を行うものとし、表単位で1事業者1件に落札を制限する。このため、表単位でいずれかの案件の落札者となった者は、当該表中の他の案件について落札者となることはできない（制限は処分業者に限り、単体業者又はグループ業者の別を問わない。）。

例えば、表Aの開札順位1の案件の落札者は、表Aの開札順位2及び3の案件の落札者になることはできず、表Aの開札順位2の案件の落札者は、表Aの開札順位3の案件の落札者になることはできない。なお、表Aの落札者であっても他表（B、C及びD）の案件に入札し、落札者となることは可能である。ただし、当該案件についての参加資格確認をあらかじめ受けておく必要がある。

表A

開札順	対象委託業務	業務番号
1	4の(1)のア	処分：流7洛南第13号のA-3 収集運搬：流7洛南第12-01号のB-3

2	4の(1)のイ	処 分：流7洛南第13号のA-4 収集運搬：流7洛南第12-01号のB-4
3	4の(1)のウ	処 分：流7洛南第13号のA-5 収集運搬：流7洛南第12-01号のB-5
4	4の(1)のエ	処 分：流7洛南第13号のA-6 収集運搬：流7洛南第12-01号のB-6

表B

開札順	対象委託業務	業務番号
1	4の(1)のオ	処 分：流7洛南第13号のA-9 収集運搬：流7洛南第12-01号のB-9
2	4の(1)のカ	処 分：流7洛南第13号のA-10 収集運搬：流7洛南第12-01号のB-10
3	4の(1)のキ	処 分：流7洛南第13号のA-11 収集運搬：流7洛南第12-01号のB-11

表C

開札順	対象委託業務	業務番号
1	4の(1)のク	処 分：流7宮津第13号のA-3 収集運搬：流7宮津第12-01号のB-3
2	4の(1)のケ	処 分：流7宮津第13号のA-4 収集運搬：流7宮津第12-01号のB-4

表D

開札順	対象委託業務	業務番号
1	4の(1)のコ	処 分：流7上流第13号のA-3 収集運搬：流7上流第12-01号のB-3
2	4の(1)のサ	処 分：流7上流第13号のA-4 収集運搬：流7上流第12-01号のB-4
3	4の(1)のシ	処 分：流7上流第13号のA-5 収集運搬：流7上流第12-01号のB-5
4	4の(1)のス	処 分：流7上流第13号のA-6 収集運搬：流7上流第12-01号のB-6

(9) 再度入札

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなく、落札者がいない場合は、速やかに再度入札を行う。

なお、入札者が再入札書を提出しなかったときは、再度入札を辞退したものとみなす。

イ 当初入札において不着、辞退又は無効となった者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札は、(2)から(8)までの方法により行うものとする。

エ 再度入札において、当初入札時の最低の入札価格を超える価格で入札した者は、失格とする。

日本語及び日本国通貨に限る。

- 11 契約書作成の要否
要する。

- 12 入札保証金
免除する。

- 13 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

- 14 契約保証金
落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- 15 契約の解除予約及び損害賠償請求
京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- 16 支払条件
月毎に履行の完了を確認した後、業務料を支払うものとする。

- 17 その他
- (1) 1 から 16 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
 - (2) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第 485 号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
 - (3) 令和 8 年度以降の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。
 - (4) 本入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
 - (5) 落札者は、落札後 7 日以内に契約関係書類等を提出しなければならない。